

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 (注2)	署名日 署名地 (前2註E) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウズベキスタン	人材育成奨学計画のための贈与に關する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	211,000千円 H31.12.31まで	H26.8.22 タシケン トで (同日)	日本側 加藤文彦在ウズベキスタン大使 ウズベキスタン側 アドハム・I・イクラフ副首相	H26.9.4 302号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。